

# 子ども・子育て会議（第48回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第48回）

## 議 事 次 第

日 時 令和元年11月12日（火）9：58～11：17

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

（1）新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について

（2）その他

### 3．閉 会

秋田会長 おはようございます。それでは、定刻より少し早いのですが、皆様お集まりということでございますので、第48回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

小塩委員、加藤委員、中川委員、東出委員、村岡委員、尾木専門委員、安河内専門委員におかれましては、所用により御欠席です。

また、新山委員におかれましては箕輪代理人、湊元委員におかれましては羽柴代理人、茂木委員におかれましては水澤代理人、山本委員におかれましては伊藤代理人に御出席いただいております。

本日は全委員25名のうち、代理の方も含め、20名の御出席をいただいております。また、本日は専門委員の皆様にも御出席いただいております。本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までをお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが、新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

池上参事官 それでは、まず私のほうから資料1について御説明をいたします。「公定価格に関する検討事項について」という資料でございます。

前回の会議で現状や検討の視点、現時点での方向性の案をお示しした資料をごらんいただき、御議論いただきました。それを踏まえまして、本日、一部修正を行った上で資料をお配りしております。私のほうから、主な変更点について御説明いたします。

なお、10月10日の会議で御報告いたしました経営実態調査につきまして、追加的な分析を行っているところでございますけれども、まだ数字の精査が必要となっておりますので、それらの作業が終わったところで御報告したいと思います。これについてはお待たせしております。申しわけございません。

それでは、資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなどという項目でございます。論点の方向性のところ、の2つ目に変更になってございます。事務職員につきましては、多くの事務負担を担っていただいております。今後の公定価格上の評価についてもさまざまな議論があり得ることから、前回資料から変更し、基本分単価に組み入れず、加算という仕組みを継続してはどうかとしております。

それから、7ページをごらんいただきたいと思っております。土曜保育の関係になります。参

考資料にまず変更がございました。9ページになりますけれども、こちらは土曜日開所の実態に関する資料となっておりましたが、水嶋委員より前回の会議で家庭的保育事業所についてデータがないとの御指摘がございましたので、データを掲載しております。9ページの左上のところに家庭的保育事業所ということで掲載しております。開所日数分布をごらんいただきますと、0日が最も多く60%、次に5日が15.8%、その後4日、1日と続いております。この(1)の開所日以外につきましても、開所時間、利用児童数、職員の勤務状況について、それぞれ家庭的保育事業所についてのデータを追加しております。

13ページをごらんいただきたいと思います。こちらの下に新たなデータを掲載しております。土曜保育のニーズの推移について、小塩委員より御質問がありましたので、資料を追加しております。土曜日に仕事をする人の割合として、社会生活基本調査からのデータを掲載しております。平成13年から平成28年の推移ということで載っておりますけれども、若干上がったたり下がったりはありますが、大きな傾向としては、土曜日に仕事をする人の割合は総数で見ても、あるいは有業者で見ても低下傾向にあるということがわかるかと思えます。

14ページは1ページ丸々の追加となっております。公定価格上の人件費と設備運営基準に基づいて配置した職員数の関係についてという資料でございます。左側の青い部分に、設備運営基準上必要とされる保育士を記載しております。一定の仮定を置いて試算すると、1週間当たり513時間が必要という結果となっております。また、真ん中は公定価格上措置されている保育士についての資料でございますけれども、これも一定の仮定を置いて試算すると、1週間当たり約530時間となっております。513時間を上回っている状態となっております。また、右側には実際に配置されている保育士ということで記載しております。公定価格基準のみですと12.3人という経営実態調査の結果でございましたけれども、実際の配置としては常勤、非常勤を合わせて16.7人となっております。

次のページをごらんいただきますと、10月の子ども・子育て会議で配付した資料の抜粋版となっております。こちらが職員配置の状況に関する保育所のデータとなっております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。こちらは土曜日開所に関する方向性の案ということでございますけれども、前回よりも記載が詳しくなっておりますので、御紹介いたします。土曜日における保育所の開所状況については、開所している日数にばらつきがあることや、開所日における利用児童数や職員数が平日より少ないことがわかった。一方で、現行制度上、土曜日は月に1日でも開所していれば調整がかからない仕組みとなっている。こうした実態や現行制度の仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について、以下のような観点から評価することについて、どのように考えるかとしております。

3つの観点ですけれども、まず1つ目が、開所日数に着目する観点。2つ目が、開所している土曜日において利用児童が少ない場合の事業費に着目する観点。3つ目が、開所し

ている土曜日において利用児童が少ない場合の人件費に着目する観点としております。

19ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらは処遇改善に関する検討事項となっております。方向性の案のところですが、基準年度の見直しにつきましては、上から2つ目、事務負担軽減や運用の改善の1つ目の にまとめて記載をしております。それから、2つ目の で加算の認定権限の移譲について、少し詳しい記載をしております。加算の認定権限の移譲については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が調っていること、広域利用時の事務負担の重複を回避することを前提として、当該市町村に移譲することとしてはどうかとしております。

それから、最後のほうまで行っていただきまして、資料の36ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらは経営実態調査の実施、周期などということになっておりました。前回、公定価格の見直し及び経営実態調査について、5年後では遅いとの御指摘もありましたので、記載を変更しております。次回の公定価格の見直し及び経営実態調査については、第3期の事業計画期間との関係性も考慮して5年後に行うとともに、2～3年後をめぐとした中間的な見直しの実施についても検討することとしてはどうかとしているところでございます。

まず、資料1についての私からの説明は以上となります。

八田参事官 続きまして、資料2をごらんいただきたいと存じます。公定価格関係以外の検討事項につきまして、御説明させていただきます。

公定価格関係以外の検討事項につきましては、8月以降の本会議で御議論いただいてまいったところでございますけれども、これにつきまして、現時点でのこれまでの議論を整理させていただきます。

本整理案は、前回の本会議で提出させていただいた資料をベースといたしまして、まず全般的に内容の明確化を図る観点から、技術的に書きぶりを整理させていただいております。また、御意見を踏まえまして、一部項目について前回から方向性を変更しているところでございます。時間の関係もございまして、本日は前回の資料から方向性を変更した事項につきまして、御説明させていただきたいと存じます。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。制度全般に関する事項の(1)の「 保育標準時間・短時間の区分について」でございます。最後の行でございますけれども、前回の資料では区分のあり方につきまして、中長期的に検討するとしていたものを、引き続き検討すると修正しているところでございます。

次のページをごらんください。「 保育の必要性認定における『求職活動』の要件について」でございます。最初の行でございます。前回の資料では、求職事由の取り扱いについて明確化するとしておりましたが、厳格化についての御懸念も御意見いただきましたので、以下の点、すなわち求職活動の取り扱いにつきましては、他の認定事由との公平性、地域における実情、求職活動の性質等を踏まえるものであることなどを踏まえまして、通知等により周知するというふうに記載を変更しているところでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと存じます。(3)大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取り扱いについてでございます。前回の資料では、利用調整につきまして、マンションに併設されたことをもって優先的な取り扱いを行うことはせず、としておりましたが、そのような記載はせず、各自治体において個別に判断することとしつつ、新たに3行目以降でございますけれども、こうした場所における保育所等の設置促進のための取り組みについて、再度通知やFAQの発出等により周知すると記載しているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと存じます。保育人材の確保についての(4)人口減少地域における保育事業継続のための支援策についてでございます。前回の資料では、実態調査の実施など、短期的・中期的にも検討としていたものを、最後の行でございますけれども、その実態の把握や対応策として何が考えられるのかの検討に着手すると変更しているところでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと存じます。認定こども園の(1)私立認定こども園における障害児等支援の補助体系のあり方についてでございます。これにつきましては、4行目からのところでございますけれども、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすると変更しているところでございます。

具体的には、次のページをごらんいただきたいと存じます。現在、補助体系につきまして、「」の多様な事業者の参入促進・能力活用事業、「」の私学助成、「」の一般財源が混在しているところでございます。今回、資料の左の図の赤い「」から赤の「」に矢印で示している部分があると思っておりますけれども、この部分につきまして、私学助成の対象にみなすことで、右図のように学校法人立の幼稚園型認定こども園について、事務の簡素化を図るということにしているところでございます。

また、前のページに戻っていただきまして、6ページの最後の段落の「一方」以降のところでございますけれども、さらなる支援の一元化については、国地方の税財源配分のあり方等に関する大局的な議論の機会を捉えるなどして、引き続き検討するとしていたるところでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと存じます。地域型保育事業についての(2)家庭的保育研修の受講要件の柔軟化についてでございます。これにつきましては、「受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講じるとともに」の後に、新たに、研修項目の見直しも含めて検討することを記載しているところでございます。

これ以降の項目につきましては、前回の資料を技術的に修正したものでございます。方向性は変更しておりませんので、説明は割愛させていただきたいと存じます。

資料2についての御説明は以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人様2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。毎度ですけれども、2分程度超過の場合は事務局よりメモを入れさせていただきます。発言順は配置順ということで、本日、王寺委員並びに柏女委員が途中退席御予定のため、最初に御発言をいただきたいと存じます。

では、まず最初に、王寺委員のほうからよろしくをお願いいたします。

王寺委員 ありがとうございます。

では、意見書は意見書欄のところに載せておりますので、どうぞらんください。また、大変多々ございますので、2分では到底無理ですので、ちょっとかいつまんでお話しさせていただきます。

まず、公定価格に関する事項についてですが、毎度申し上げておりますように、認定こども園はいろいろな機能を有しております。そのために職員が大変多い数を強いられる状態ですので、認定こども園の特性に配慮した公定価格上の職員配置の確保について御検討していただきたいと思っております。また、公定価格の算定方法についても、積み上げ方式を賛同いたしております。

それから、チーム保育加算についても1号だけではなくて、2号、またいろいろな形で改善をよろしくをお願いいたします。

土曜日開所に関する検討については、子供のことをまずお考えになっていただき、それから職員や保護者についても考えていただいて、慎重に議論を重ねていただきたく思っております。

最後ですが、公定価格以外の検討事項について、認定こども園における障害児支援事業等の簡素化についてです。現時点で認定こども園に係る障害児支援事業を一元化することは、国と地方の税財源配分のあり方が異なるため、困難であるが、施設類型や設置主体による障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、さらなる支援を御検討いただきたい。また、新制度施行後、学校法人が新たに幼保連携認定こども園となった場合、1号認定子供の場合は都道府県の所管とならず、多様な事業所の参入促進・能力活用事業を用いて市町村で管轄されている。しかし、市町村によってはその適用を認めないケースも存在するため、適正な運用を行うよう周知していただきたいということです。

それから、申しおくれましたが、何度も何度も私どもが言うておりました処遇改善のキャリアパスの件でございますが、統一様式を発信していただき感謝申し上げます。それと同時に、eラーニングの導入についてもあわせて御検討していただくよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、次に、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。途中退席のため御配慮いただきまして、感謝を申し上げ

げます。

公定価格に関する検討事項について、6点ほどポイントを絞って、短く意見を申し上げます。

まず最初に、公定価格算定方法については、積み上げ方式によって算定した0.3兆円超の追加財源が確保されてから検討すべきだと思います。まだ制度は未完成であり、完成後、改めて検討すべきだと思っています。

2番は地域区分についてですけれども、グローバル化された時代状況にあって、今でも合理的なのか、やや疑問を感じます。むしろ保育士給与の地域格差を助長し、デメリットのほうが大きくなってきているのではないかと思いますので、検討が必要だと思います。

土曜日減算は、今、王寺委員からもお話がありましたように慎重に考えるべきであり、減算を行うとしても基準を絞って、例えば開所日数までにとどめるべきと考えます。

キャリアアップシステムの関係ですけれども、このキャリアアップシステムの整備は法人のミッションに伴うものでありまして、施設内における加算の配分方法について、法人の運営方針を棄損することのないよう配慮すべきだと思います。

また、処遇改善と研修受講とのリンクですけれども、地域の特性に応じた研修を棄損しているため再考すべきだと思います。全国金太郎あめ的な研修になってきています。とても心配に思います。また、このキャリアアップシステムについては法令に規定をして、公設公営にも適用できるようにすべきだと思います。

5番目、地域における障害児の支援調整、要保護児童支援加算については、私が理事長をしております園では専任を置いて、非常に有意義な成果を上げています。なので、進めるべきだと思います。

一方で、保育ソーシャルワークが必要と言いながら、駒崎委員もかつて指摘をしておられましたけれども、今回の保育士養成課程によって相談援助演習、すなわちソーシャルワーク演習を削除してしまったということは痛恨の極みであります。保育士に相談援助ができないというのであれば、政府がそう判断するならば、社会福祉士を配置すべきだと思います。

6点目です。特定教育保育施設、特に保育所の第三者評価をどのようにするのかについて再検討すべきだと思います。第三者評価機関が撤退しつつあり、制度開始時の4割程度にまで下がってきています。制度が空洞化しています。特定教育保育施設の第三者評価システムについて再検討すべきだと思います。

最後に、当面の検討事項が終了したら、前回も申し上げましたけれども、速やかに、遅くとも第2期経過期間中に中長期的な課題についてワーキングチームを設けるなどして論点整理、検討に入っていただきたいと思っています。

以上です。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、月本委員、よろしく願いいたします。



月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

1歳児や4・5歳児の職員配置の改善は、乳幼児への丁寧な見守りとかかわりに直結する質改善といえます。できるだけ確実に財源確保を実現していただくことをお願いいたします。

もう一点です。1号認定子供の給食加算について、自園調理は子供たちに豊かな給食提供ができる加算として充実をさせていただきたいと思っています。また、アレルギー対応食には、緩やかなアレルギー対応もあれば、厳格に対応しなければアナフィラキシーショックを引き起こす場合もありますから、自治体によっては独自のアレルギー対応制度として調理職員を別途配置するケースもあると聞き及びます。そうしたきめ細かな対応により安全で豊かな給食が実施されるよう、より一層、加算単価の充実を図られることをお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、徳倉委員、お願いいたします。

徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。保護者の観点から、土曜日保育についての御意見を申し上げます。

こちらは前回、減算等のお話のみの意向になっておりまして、現実的に保護者の意向等が余り組み入れられていない、数字上のお話だけになっております。確かに土曜日は少数です。平日に比べると3割程度の利用ということになっておりますが、働き方の多様化の中で土曜日に働く考え方、また、ひとり親等で預けなければならない方等も確実に存在いたします。そういう中において、土曜日だからということで質が危うくなるような状況には決して置いておかない議論をぜひ進めていただきたいと思います。

今、現実的に保護者としては、この意向が進む中で土曜日の保育が難しくなるのではないかと懸念も出ております。地域性で共同保育という話も出ておりますけれども、いろいろな質の担保がされる上での共同保育というのは地域の実情に合って、保護者の理解も得られると思いますので、ぜひ数字だけの議論ではなく、その3割の子供たちがどういう質で保育を受けられるのかという一步踏み込んだ議論をこの場でも行っていただきたいと思います。

以上になります。

秋田会長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いします。

野澤委員 東京大学の野澤です。

これまでの議論に基づき方向性を整理していただき、ありがとうございます。私のほうからは4点ほどコメントさせていただきます。

1点目として、保育や教育の質というものは、やはり生涯にわたる発達に影響を持ち得るものであり、質の向上に係る財源確保というものは確実に進めていただきたいと思います。

す。配置基準のあり方に関しましても、より手厚い体制を組むことができる加算や改善の充実について実現していただけたらと思います。

2点目としまして、幼小接続や公開保育といったより質の高い保育、教育を目指すための取り組みに資する加算の充実というものが求められると考えております。保育実践の向上を目指すためには第三者的な運営評価のみならず、現場の保育者と多様な専門性を持つ者が、子供の姿や保育について対話しながら評価検討することが重要であるということは、日本における公開保育等の実践の蓄積もありますし、海外の研究や実践においても示されて、注目されてきているところであります。

次に、新制度施行後5年にかかわる見直しについてですけれども、1点目としまして、特別な支援が必要な子供への対応、幼稚園における一時預かりなどが挙げられておりますけれども、こうしたことは検討をぜひ進めていただきたいと思います。さまざまな個性、特性を持つ子供たちがともに安心して過ごせるインクルーシブな環境づくりというものは非常に大事なこれからの課題だと考えております。

さらに、最後ですけれども、幼児教育・保育の無償化を初めとする各種政策や制度変更の効果検証のあり方についてです。こちらは非常に難しい課題かと思っておりますけれども、より効果的なあり方を検討するためには必要な作業かと思っておりますので、多様な領域、分野の専門性を持つ研究者がかかわりながら、中長期的に議論し、取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

松田委員、お願いいたします。

松田委員 中京大の松田です。

資料の御説明、ありがとうございます。私のほうからは、手短に3点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、資料1の2ページです。積み上げ方式を維持するということですが、その場合にどういう理由でということをつけ足しておいたほうがよいのではないかと思います。これが1点目です。

2点目は土曜日減算の話です。16ページになるかと思えます。財政審からの建議でこの点を指摘されまして、何らかの対応が必要だと思えます。ただ、ここに書いてあります3つの方向性ですが、開所日数に注目するかほかの2つという中では、開所日数に着目し、それに応じて減算するという仕組みがよいのではないかというのが私の意見です。理由は、閉所している日数に公定価格を引き当てるとするのは適当ではないだろうと。一方、事業費や人件費はなかなか難しいと思われましてというのが意見です。

最後ですけれども、資料2の4ページです。土曜日の共同保育の件でございますが、この方向性に期待したいと思います。それは何かといいますと、これを進めることができたら、3つの問題を解決し得るのではないかと思います。1つは保育士のワーク・ライ

フ・バランスや調理師のワーク・ライフ・バランス促進、2つ目は保育園側にとりましての人材の確保、最後は財政審からの経営効率化という指摘に関しまして、共同保育を実施することでそれに対応するということがあるのではないかと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 全国私立幼稚園連合会の水谷です。

まず、公定価格の設定方法は積み上げ方式を維持することを賛同いたします。

2つ目です。認定こども園の公定価格が、一部の園児の設定変更によって収入が大きく減額になるとか変更になるということが出ないような改善を求めたいと思います。

3つ目です。地域区分の設定ですが、介護保険制度をベースに考えるというのは一つのいい方法だと思うのですが、最低賃金や私学助成金などは都道府県単位で設定されているという広域性がありますので、そういう広域性の部分を御配慮いただけたら、さらにいいのではないかなと思っています。

次です。処遇改善についてですが、これは引き続き取り組んでいただきたいです。やはり全産業の賃金月額差であるとか、それから男女給与の格差であるとか、国際比較の中でもやはり女性の給与が低いというのがまだまだ見られますし、学校種の中でも小学校以降の教員の給与とも格差が大きくありますので、ぜひとも積極的に進めてください

次に、0.3兆円超の質向上についても、これは現実としては25人前後の学級が実質的にありますから、単価設定についてぜひとも早く改善をしていただいて、職員配置基準の改善をよろしくお願いいたします。

最後に、施設関係者評価において客観性を持った評価をすることは大変必要なことだと思います。特に乳幼児期の教育、保育が客観的、外形的評価だけにとどまらず、教育というのが、特に幼稚園教育要領とか保育所保育指針等々は、非認知的な教育ということは手法がさまざまな形でアプローチされるということが前提にございますので、公開保育のような、その園その園の具体的な手法について評価をしていくような手法が必要ではないかと思っていますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

あとは意見書にのるまとめてございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いいたします。

森田委員 全国保育協議会の森田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

いろいろと御検討いただいて感謝申し上げます。私からは、まず、資料1の14ページ、新たに提出された資料について、一番左の設備運営基準上必要とされる保育士の図で標準的な保育時間を8時間と設定されています。しかし、上の表にありますように、標準時間の児童数が78名と利用児童数の87%を占めております。このことから、標準的な保育時間

は8時間ではなく、それ以上であると考えられます。勤務時間が8時間ならば休憩時間の1時間を加えて9時間が保護者の就労時間と捉えると、それに通勤時間を加えるとほぼ10時間の労働時間になります。そうしたことを8時間の標準時間の保育では当然賄えるわけではなく、10時間、加えて11時間という開所時間の中で精いっぱい保育をさせていただいています。

それと、ここでは11時間開所とありますけれども、前回の塚本秀一氏の御報告にあったように、延長保育を加えると12時間、13時間、15時間もというところもあり、より長い時間の保育が現状と思っております。そして、公定価格上措置されている保育士につきましても、4・5歳児、1・2歳児のように34人、32人を1クラスで保育しているのではなく、年齢ごとにクラス編制がなされ、1.1人、5.3人ではなく、それ以上の配置をしています。一人一人が0.何人と分けられるわけではなく、小数点については当然切り上げの人数配置をしているのが現状です。

15ページの実態調査の職員配置も、公定価格においては常勤換算で17.3名、実際の配置の状況は常勤の合計20名ということは常勤のみで2.7名のマイナス。そして、実際の配置状況の非常勤4.2名入れますと、それ以上の園での配置の実態で運営しているということからも、本日、意見書を提出させていただいております。積み上げ方式の堅持と処遇改善のさらなる向上、そして、土曜日開所についての慎重な議論をお願い申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、山内委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内です。よろしくお願いいたします。

土曜日保育に関してであります。幾つかの方向性が示されておりますが、現場からとして何点が発言させていただきます。

公定価格上の減算の仕組みと土曜日の保育の運営実態とはかなり乖離があるということについて、この計算上の整理であって、先日、今おっしゃったように、塚本先生のプレゼンであったように、さまざまな要素や調整が必要であるということをお理解いただきたいと思います。例えば、計算上カバーできるかもしれませんが、クラスの編制上、0.何人という端数の職員の配置というのは不可能であります。1人が2クラスを行き来することは不可能であるということが言えると思います。

それから、正規職員以外に職員を雇用するにしても、このような職員確保の困難な中に変則的な勤務に合わせた職員を雇用するというのもかなり困難なことであります。さらに、以前から申し上げておりますが、職員会議や研修、それから子供たちの発達に対しての情報交換や分析など、かなり必要な現場での重要なことであります。こういうことがこの時間内で行えるということは不可能だというふうに御理解いただきたいと思います。

また、保育所の収支差率のことでありますが、ほかの制度と比較して決して高くなく、今回の平均は2.3%という数字であります。地域区分にも大きな差がある中で、今後この

数字は慎重に整理をしていただく必要があるのではないかと考えております。

それから、所長加算についてであります。基本単価に組み入れるという方向性については賛成したいと思います。これについては前回は発言をさせていただきましたが、質の向上が言われる中、設備及び運営基準に規定することも検討すべきではないかと考えます。

なお、事務職員、それから主任保育士についても、今回については別にして、今後、積極的に検討をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

私のほうからは、地域からの観点ということで、特に資料2の公定価格関係以外のところについても触れさせていただきたいと思っております。

全国での水害等、豪雨等による被害状況に皆様も心を痛めていると思っております。そんな中で、施設型給付の各施設が平常業務をしっかりとされて、子供と家族を応援されているというところに本当に大変心強く思っているところですが、一方で、在宅で子育てをされている方々が家の修繕等をするに当たって、子供たちを預けたくてもなかなか預けられないということや、土曜日、日曜日、祝日のお子さんの預かり、そういったところのニーズが高まっている中で、応援をしたくても広域の避難等がされていますとなかなか難しいという中で、皆さんがおっしゃっているのは、通常からお子さんを預かるというようなことを経験していないと、突然することは難しいということなのですね。

そうしますと、やはり一時預かり保育、一時保育につきましても、多様な担い手の実施していて、いざといったときにそういった体制がとれるということは非常に重要なことではないかということ、各地からのお話を聞いて思っているところです。やはり子供が生まれるということは生活支援でもありまして、今、保育の長時間の問題等も指摘されているところですが、例えばファミリーサポートセンター事業にもっともっと力を入れてやっていただければ、家庭的な保育につながるということもあります。そういうことを踏まえて、公定価格以外の事業、一時預かり事業ですとか、交流していろいろなことを話したり相談できる拠点事業ですとか、ファミリーサポートセンター事業ですとか、こういった事業にも一層力を入れていただきたいと考えております。

もう一点ですが、今、各都道府県、市町村、ニーズ調査を踏まえての事業計画づくりが本当にいよいよ進んでいるところだと思います。国の会議が今、このように議論している最中でもありますので、ぎりぎりこちらの会議を見ながら策定しているところもあると思いますので、各市町村へのサポートと、それからニーズに上がってきたところ、特に一時預かり事業のニーズなどは高いと思いますので、そういったところを国からも発信して、サポートしていただければと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

長田委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

まずは資料1の2ページ、公定価格の設定方法について、積み上げ方式を維持することについて賛同いたします。長年の歴史の中で、都道府県単独補助や市区町村単独補助等が積み重なっている現状では、包括方式はそぐわないと考えています。ぜひ現行どおりの積み上げ方式を維持していただけるよう、お願いいたします。

次に、旧副食費相当額の一部につきましては、基本分単価の中で位置づけを整理することに賛同いたします。それと同時に、見送りとなっていますチーム保育推進加算及び栄養管理加算につきましては、できるだけ早期の実現を現場として切望いたします。

それから、財務省から建議として出されている土曜日における保育所の開所状況についてですが、前回の会議にお示ししたとおり、現行の公定価格の充実を基本に考えていただきながら、現場の働き方改革や保育士等の人材不足の解消につながるように、総合的な観点からの対応を期待いたします。そのためにも、処遇の改善はまだ道半ばと捉えていますので、さらなる職員処遇の改善をぜひともよろしく願います。

そして、その処遇改善等加算の報告書ですが、基準年度を平成24年度として計算をして、報告を求められていますが、年々計算が積み重なって複雑になり、現場から改善要望が多く出されています。ぜひ、報告書の改善や基準年度の見直しなどに必要な改善をお願いいたします。

そして、処遇改善の施設内の配分方法ですが、4万円の対象者の拡大とそのための財源確保に御尽力を賜りますよう、よろしく願います。

最後、資料の14ページの表ですが、この計算上ですとあたかも現行の公定価格上では530時間で配置基準上の保育士513時間をクリアしているように見えるのですが、実は、この左側の2分の1の根拠も不明瞭でありますし、右側に「業務省力化」の管理費として支給されている部分が人件費という形で計算に入れられて、数字合わせをされているような感じを受けます。一般の方の誤解を招くような感じの資料だと思いますので、ぜひとも修正を願えればと思いますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会の古口であります。

私どもは、子ども・子育て政策は地方創生をさらに進めていく上で、特に移住・定住促進のためにも大変重要な案件であると捉えております。そうした中で、都道府県や市町村間、いわゆる地方自治体間の財政的な格差が子ども・子育て政策の格差となってあらわれるようなことがあってはならないと考えており、子ども・子育て政策においては、全国一律、同様の質を確保することが大事であると考えています。

しかるに、現実的には都道府県からの補助制度や、各自治体間の財政的な格差、これが

保育人材の確保等の面において如実に今、格差となってあらわれてきております。これらのことは最終的に、保育の質の差となってあらわれてくるのではないかと懸念をしております。ぜひともこのような会議の中で、地方でも都市部と同様の保育士の確保が図れますよう、あるいは質の高い保育が地方でもできますように、皆さんで検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

委員提出資料の4ページから資料をつくってまいりましたので、発表させていただきたいと思います。前半と後半に分かれていますのですが、後半の内閣府、厚労省資料へのフィードバック自体はここに書きましたので、読んでおいていただけたらと思っております。こちらで読み上げさせていただくのは、一番最初の「保育の必要性認定に『多胎児育児』を入れてください」という部分のみになります。

まず、今、保育の必要性認定基準、保育園に入れるかどうかというのは以下の10個が要件として挙げられているわけです。一方で、多胎児家庭、双子や三つ子の家庭などは多大な育児負担を保護者が担っている現状があるということで、次のページに行ってくださいと、おむつの交換と授乳のタイミングを図にしたものなのですが、これは非常に大変な状況になっているわけです。なかなか着目されない多胎育児の大変さなのですが、つい先日、三つ子を持つお母さんがそのうちの1人をたたきつけて殺してしまったという事件があったので、皆さん御記憶に新しいかもしれませんが、非常に虐待のリスクも高い家庭なのではないかと思っております。

あの事件にショックを受けましたので、フローレンスのほうで多胎児家庭1,500世帯にアンケートをとったところ、非常に胸が痛いデータがたくさん出てきました。例えば、多胎育児中につらいと感じた場面ということで、外出・移動が困難であるということで、9割の方々が外出しづらいということを行っています。先日も名古屋市で市バスに乗るのを断られたとかいう事件がニュースになったかと思っておりますけれども、ああいうのは別に都内でも普通にあるという状況で、バスにも乗れないしという状況になっています。

また、睡眠不足や体調不良もあり、あるいは自分の時間がとれないというようなこともあって、非常に大変な状況になるということで、子育てに対してネガティブな感情を持ったことがあるかという質問に対しては、9割以上の方々がネガティブな感情を持っていると。例えば、完全にノイローゼで、後ろ向きなことしか考えられませんでした。毎日、泣いていましたという声。あるいは、多胎児は本当に意味がわからないくらい毎日が戦争。気が狂うし死にたくなる。虐待する気持ちもわかってしまうというような声です。こうした声が聞かれました。

保育の必要性認定の3に、実は保護者の疾病・障害というものが既に入っているのです。

これは別に働いていなくても、保護者に疾病や障害があったら育児負担そのものが大変だろうから、それは親の養育キャパシティを超えているだろうから、保育所に入れられますよということで既に入っていると思うのですけれども、だとするならば、親の養育キャパシティを超えていて保育園が使えるのであれば、多胎児家庭にも、必要性認定の中に多胎育児というのを入れたらどうかと思うわけです。1人の親が、2人であったとしても、育児をするのに非常に大変であるということが明らかなので、そういう意味では多胎児家庭をぜひ入れていただけたらなと思います。

実際に多胎児家庭、どんなサポートがあれば気持ちが和らぐかという問いに対しても、やはり家事・育児の人手だったりとか、あるいは子を預ける場所という数値が高く出ているわけでございます。よって、多胎育児を支えるために保育園というのはできることが非常にあるのだということで、保育の必要性認定、この5年後見直しを機にぜひ変更して、変えていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

秋田会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 産経新聞、佐藤好美です。4点申し上げます。

1つ目は、土曜日保育についてです。16ページに3つ方法が書いてあります。児童が少ない場合に人件費を減算することは難しいと思います。児童が少ないことは親御さんの事情等で、あることですが、だからといって園で人件費を柔軟に変更することはできませんので、やるのであれば、開所日数に着目して減算に階段をつけて、そして、共同保育を進めるように促すようなやり方が妥当ではないかと思えます。

2つ目は、さらなる処遇改善についてです。これについては、実際に働いていらっしゃる方それぞれが、この処遇改善加算によってどれだけ賃金が上がったのかというデータをきちんと見せていただくことが必要だと思います。さらなる処遇改善をするかどうかは、それを見てからの話だと思います。基準年度の見直しの話が出ていますけれども、事務負担の軽減はぜひともしたいところです。しかしながら、実際に処遇改善の実績を見ますと、その前のページですけれども、キャリアパス要件を満たした率等はなかなか足並みそろって90%台後半というふうにはなっていないところです。この数値のまま新たな基準年度を設けることは、リセットするということになりますので、なかなか理解の得られないところだと思います。事業者団体さんにおかれましては、一生懸命やっていたところにとっては本当に歯がゆいことではないかと思えますけれども、ぜひとも、ちゃんとキャリアパス要件を満たして、みんなで足並みそろえて、新たな基準年度でいきたいと思います。この数値のまま新たな基準年度を設けることは、リセットするということになりますので、なかなか理解の得られないところだと思います。事業者団体さんにおかれましては、一生懸命やっていたところにとっては本当に歯がゆいことではないかと思えますけれども、ぜひとも、ちゃんとキャリアパス要件を満たして、みんなで足並みそろえて、新たな基準年度でいきたいと思います。

3点目です。27ページの加算要件の弾力化なのですけれども、これまでの加算要件を満たさずに、新しい加算要件を満たせばいい、ということのないようにしていただきたいと思えます。そうはいつでも、現在の加算要件がうちの自治体では必要ないのだよ、ということは当然あると思えますので、地域によってこういった加算要件が必要ないところでは



こういう要件でもいいのですよ、というようなやり方等を考えただければと思います。

それから、無償化に伴う便乗値上げの話が出ています。こちらの会議でも資料等を出していただけるようにお願いします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

高橋委員 秋田県大館市教育長の高橋でございます。よろしく申し上げます。2点申し上げます。

1点目、資料2の5ページ(4)都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策ということで、検討に着手するというふうにしていただきまして、秋田県は全国で最も人口減少の激しい県でございますので、大変ありがたい施策でございます。よろしく申し上げます。

2点目でございます。こちらは公定価格の資料1の24ページ、25ページ。これも先回お話ししているわけですが、幼小連携・接続、そして幼児教育の質向上の観点から、3(3)論点、については、ぜひ推進していただきたい。特に論点 に関しましては、資料左側の網かけ部分の指摘事項は本市においても全く該当するものでございます。例えば、小学校への就学に関して、障害児に係る幼小の情報交換は円滑かつ有効な教育のためには不可欠なものです。主幹教諭が障害児の教育保育の専任をしていないため、毎年かわる年長さんの担任の方と情報交換せざるを得ず、組織的、継続的、専門的な見地からも効率的でないのが実情でございます。これが主幹教諭が専任することにより改善できることは明白でございます。

以上のとおり、本施策は幼小接続の突破口になる施策というふうに評価しておりますので、期待しております。よろしく申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

本日の資料の御説明、ありがとうございました。私のほうから2点ございます。

まず1点目、資料1の公定価格に関する検討事項の14ページ、新しく資料を入れていただいたところです。今回運営基準上必要とされる保育士と公定価格上必要とされている保育士の比較をしていただいて、20時間ほど多目に公定価格を設定されていることはわかりました。また、実際に配置されている保育士についてもデータを上げていただいたのですが、やはり実際というところは、この差についてはシフトの重なりとか有給休暇の対応、また、途中で職員がやめるとすぐに採用できないというのが現場としての悩みだったりというがあるので、こういった現場理解をしつつ、土曜日開所の議論を進めていきたいなと思っております。

2点目です。先ほども申しましたが、保育現場で働き手確保が年々厳しくなってきてお

りまして、来年4月以降さらに厳しくなるのではないかというのは現場を持っていて思っております。民間の努力だけでは母数確保は本当に限界があるので、国としては1つの業界に対して肩入れすることは難しいかもしれないですけども、子供たちに係る仕事はとても大事でやりがいがある、誇りある仕事であることを、何とかマスコミを通じて理解を広めるなどして、一人でも多くの人材確保に国としても動いていただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

私からは、資料2、公定価格関係以外の議論の整理の中の11ページ(4)病児保育事業に関して、引き続き人材の確保、事業の安定的な運営に向けた支援をお願いいたします。

人材の確保についてでございますけれども、そもそも病児保育を担当する保育士自体の数が少ないので、確保が困難な状況がございます。スキルアップ、待遇改善等についてさらなる支援をお願いしたいと存じます。

また、病児保育事業の安定的な運営でございますけれども、病児保育事業は利用者の変動が非常に大きいために収支が安定しておりません。また、キャンセル対応など大きな事務負担を伴っております。特に医療機関併設型の保育施設では補助金が少ないために、大半は医療機関の持ち出しで運営してる状況でございます。ぜひ御検討のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。3点申し上げます。

まず、資料1の運営実態調査の土曜保育について、家庭的保育のデータも載せていただき、ありがとうございます。家庭的保育者は、保育の場から離れることなく保育をしているので、開所時間、全ての時間が就業時間です。認可事業として土曜保育の必要なことも理解しておりますが、前回も言ったように代替保育の仕組みが確立されていない現状では、体調が悪くても病院に行くことさえ難しいということになります。家庭的保育については、事業者の希望があれば、利用調整の際、土曜保育を必要としない家庭を対象とするなど柔軟に考えていただきたいと思っております。土曜を閉所する場合は公定価格の減算調整となりますが、自治体が土曜保育をしないことを認めないということがないように、実態を把握して、対応していただきたいと思っております。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革から見ても、家庭的保育の土曜保育については柔軟な対応をお願いします。

次に、新制度施行後5年の見直しの10ページの(5)連携施設のあり方についてですが、

前回は指摘しましたが、小規模保育卒園児と書かれていると、家庭的保育が含まれているのかわからないので、その下の説明文に地域型保育事業所の卒園とありますので、同じように地域型保育卒園児としたらよいのではないかと思います。

最後に、この（５）のところについて、状況等を踏まえて、引き続き検討するという方向性がありますが、先日、家庭的保育事業等の連携施設の設定状況の報告についての調査票が届きました。こういった実際の状況を調査いただくことはとてもありがたく、１つの自治体に家庭的保育者がたった一人でやっているような地域もあります。そういう地域の実態も反映されることを願っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

私は、資料２から中心にお話ししますが、保育関係の問題は病児保育事業では凝縮された形で出ているような気がいたします。

それでは、11ページの病児保育事業に係る人材の確保の点ですけれども、これのものと資料になる調査を厚労省のほうでやられているようでございますが、現在、パイロット的な調査が行われていると聞いておりますが、本格的な調査はいつごろから行われるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それに関連しまして、地域子ども・子育て法定13事業の関係で、運営に余剰金が出た場合は現在、返金するということが起こるわけでございますけれども、これをそのまま放置しておきますと、運営努力というのが欠けるのではないかと考えるのです。いつまでも赤字のままのほうが有利になってしまいますので、ぜひ正当な評価をして、余剰金を例えば修繕積立金というような形で確保するような道も開いていただきたいと思います。

もう一つは適用でございますけれども、医療的ケアとか母子同室制というようなものも病児保育に入れていただきたいと思っております。茨城県からの連絡がありまして、家庭の事情があって乳児院で育て、10代で出産した親子がいらっしゃったそうですけれども、保育そのものが親からの補助も受けられませんか、どうやって子供を育てていいかわからない、投薬をどうしたらいいかわからないということで、母子同室で預かっていいかと言われましたけれども、これは現在適用になっていませんので、そのコストも責任も、その施設の責任で行ってくださいとしか答えることができませんが、こういった対象を広げることによって、結果的には虐待の阻止にもつながりますので、ぜひそういったこともお願いいたします。

また、地方における保育人材の確保ですけれども、ネットワーク化を進めて、山梨県で行われたのは全県一つのソフトで動いているというような形を全国に広げていただくことによって、利用率とか健全な運営につながると思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

詳細な資料をありがとうございます。

私から2点なのですが、1点目は保育士の処遇改善につきまして、実際に養成校におりますと、養成校に来ました求人票を見ましても、支給額がこの数年で着実に以前に比べて上がってきているなということは非常に実感します。しかし、それは以前のものが非常に低過ぎたということもありまして、いまだ平均賃金に達していないという現実があります。これはやはり保育者の職業アイデンティティーというか、仕事に対するやりがい感にかかわることですので、実際に学生を見ましても、これでは都内でひとり暮らしするのは難しいといったような形で保育士は諦めてしまうという学生をたくさん見ておりますと、まだまだ、ぜひ今後とも処遇改善をよろしくお願いします。

2点目ですが、先ほど駒崎委員がおっしゃったような多胎児に対する保育の配慮ということに関しまして、日本助産師会としましても、高度生殖医療を受ける女性が非常に多い近年、多胎児比率が上がってくることは実際のことです。日本助産師会でも、やはり多胎児出産後の母子につきましてはハイリスクと考えまして、産後ケアの必要性は非常に高いと考えております。退院後も親子で外出する機会というのが、ほかの親子さんに比べて非常に遅くなるというのが言われておりまして、やはり閉塞したところでの子育てというような、あと、地域となかなかつながりにくいというのが、多胎児を持つ親子さんに関しては言われておりますので、今後とも保育する場につながりやすくなるような機会を御検討いただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。意見書を前回同様につけさせていただいておりますので、そちらのほうで御確認をいただければと思います。

まず、公定価格につきましては、これまで皆様方が議論されておりましたとおり、積み上げ方式を継続していただきますようお願いをしたいと思います。また、土曜日の公定価格の論点として、今回3つの側面で御提示いただいたことに心から感謝を申し上げたいと思いますが、総合的に議論を慎重に継続して御議論いただきますようお願いをしたいと思います。

また、会としては、現在、さまざまな観点から、例えば無償化に伴って安易に長時間の保育を希望されているというような傾向はないかどうかなど、現場で確認をしているところでもあります。また、保育教育の研修の機会であったりとか、さらには利用調整の問題なども提示していきたいと思っておりますので、今後も引き続き御検討いただければと思っております。

ります。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

箕輪代理人、お願いいたします。

箕輪代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会副会長の箕輪でございます。私のほうから2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目は幼児教育の質の向上についてです。きょうの資料1の17ページにもかかわりますが、先ほど来、御意見を何人かおっしゃっていましたが、幼児教育の質を高めるためには教職員の処遇改善が欠かせないと考えております。現状では給与や待遇面で魅力ある仕事にどうもなっておらず、幼児教育を目指す学生も減っていると聞いております。ぜひ、現場の努力はもちろんですけれども、幼児教育にかかわる仕事の社会的な地位を向上させることですぐれた人材が確保できることにつながるようにしていただければと思います。

また、資料1の24ページあるいは27ページにありますようなことを、ぜひ取り組みを進めていただきまして、質の向上を強く進めていただければと思っております。

私どもの会は国公立の園の会ですけれども、各地域で幼稚園教育要領等に基づいた教育を実践するとともに、特別な支援が必要なお子さんの受け入れや研修の指導に当たる人材の輩出もしております。各地域の幼児教育の質を支えるべく尽力しているところですが、無償化に伴って、実は来年度に向けての出願に大きな影響が出ているという話が聞こえてきています。幼児教育の質の向上を図るためにも、国公立の園が果たす役割を踏まえた議論についても、ぜひお願いできればと思います。

2点目です。保育の長時間化への懸念についてです。こちらについては資料2の1ページにも載っていますが、働き方改革が推進される一方で、保育の長時間化が広がっています。真の働き方改革は、子供の最善の利益が保障された上になされるものと考えます。子供を長時間預けて働くことを推奨するのではなくて、子育て中の保護者が仕事と育児を両立できるような働き方ができるようにということをぜひ御議論いただいて、子供たちが幼児期にふさわしい遊びや生活が送れるように、そのようなことも進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

羽柴代理人、お願いいたします。

羽柴代理人 日本商工会議所でございます。本日、委員欠席のため代理で発言させていただきます。

土曜日保育の件でございますが、現在、働き方の多様化などによりまして、土曜日保育に対するニーズは一定割合が今後も維持されるものと考えております。そうした中、土曜日保育の公定価格につきましては、合理的、また公正なものとして検討なされることを期

待しております。その一案として開所日数に着目して検討すべきとも考えておりますが、この際には園の経営実態、保育の質の維持、今後充実すべきことについて財源の確保といった視点、総合的に検証されて判断されることを期待しております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

水澤代理人、お願いします。

水澤代理人 全国市長会、茂木委員代理人として発言をさせていただきます。

初めに、資料1の土曜日開所に関する公定価格の評価のあり方についてでございますが、前回ヒアリングがあり、多くの委員から発言がありましたとおり、土曜日開所に関する公定価格の評価のあり方につきましては、新制度及び公定価格全体の議論の中で検討されるべきであるという皆様の御意見に賛同するところでございます。安易な公定価格の減額を伴う見直しにより、土曜日保育の安定的な提供、ひいては保育所等の安定的な運営が損なわれることのないよう、地域の実情を踏まえた丁寧な議論と説明をよろしく願いいたします。

次に、資料2の制度全般に関する事項のうち、支給認定区分の変更の時点については、変更によって生じる影響を鑑みれば、今回の5年後見直しにおいては現行制度を維持するという方針自体は理解できるところでございます。しかしながら、記載された区分変更に係る通知の取り扱いの変更だけでは市町村の事務負担の軽減にはつながっていないという現状がございます。複雑な制度を理解した上で利用しなければならない保護者の視点にも配慮すれば、さらなる制度の簡素化と事務手続の効率化について、実施主体である市町村の意見を十分に踏まえ、引き続き検討する必要があるため、対応方針として追記をしていただきたいと思いますと思うところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

伊藤代理人、お願いいたします。

伊藤代理人 連合の山本委員の代理で伊藤と申します。本日は代理としての発言をさせていただきます、ありがとうございます。

土曜日開所の公定価格のところにつきまして、資料1の13ページに土曜日に仕事をする人の割合の資料が記載されておりますが、これをもってニーズが減少していると評価するというのは短絡的だと思っております。働き方改革で土曜日に休むことができる人が出てきているというのも確かですが、逆に、サービス産業のように土曜日に休むことが困難な業種もあります。また、ひとり親でかけ持ちをして働いているような世帯もあります。そうした家族が困らないように、土曜日の開所ということを考えていただきたいと思います。

開所にあたって利用者数は変動するとしても、職員の確保は一定数必要になります。そうしないと安定的な事業ができないという面はあると思っておりますので、こうした費用

を確実に評価していただくということが必要だと思います。

また、人材の確保、処遇改善のところで19ページに方向性がございます。やはり人材確保というのは保育の質と量と両面の確保が必須の条件だと思いますので、処遇改善を継続的に行っていくのだというメッセージを社会的にきちんと示していくことがとても重要だと思います。そのことが安定的な人材確保に重要なつながりを持ってくると考えています。そういう意味では、1つ目の の2行目に財源の確保や改善努力の見える化とあわせて検討という留保のような形で記載がありますが、政府におかれてはぜひ、全世代型社会保障ということで推進をされていると思いますので、財源の確保に全力を挙げるということをしていただければ記載していただき、そういう努力のもとでさらなる処遇改善をしていくということを社会的に発信していただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、委員からの御質問に対して事務局のほうから御回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府の子ども・子育て支援担当の池上のほうから回答申し上げます。

公定価格を中心にさまざまな観点から御意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。本日もさまざまな委員から職員配置基準の改善について御意見を頂戴いたしましたし、さらなる処遇改善の関係でも多くの委員から御意見をいただいたものと思っております。これについては、これまでも政府としては必要な財源の確保とあわせて検討を行うということで取り組んできたところでございます。書きぶりをここだけ突出するのがどうなのかという部分はございますけれども、方針といたしましては、しっかりここについて取り組んでいくことが重要なミッションであると考えておりますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それから、処遇改善等加算の運用の見直しについて、王寺委員、木村委員などからそれぞれの観点での御意見を頂戴したと思います。これまでの取り組みが評価されないことのないように、多角的に検討を進めていきたいと考えてございます。

それから、請求様式の統一の関係など、事務の効率化についても取り組みを進めていきたいと考えております。公定価格全般はほかにもいろいろな指摘をいただいたところでございます。いただきました御意見も踏まえまして、次回の子ども・子育て会議に向けて事務局においてさらに各論点に関する考え方を整理し、それも踏まえて次回また御議論いただければと考えてございます。

それから、公定価格以外の部分でございますけれども、保育の必要性の認定に関しまして、駒崎委員から、保育の必要性の認定事項に多胎児を養育していることを追加すべきとの御意見を頂戴しました。岡本委員からも頂戴したところでございます。この点につきましては、家庭での育児における多様な状況とか、さまざまな御意見もあろうかと思っておりますので、よく検討していく必要があると考えます。

現段階で直ちに結論を出すことは難しいかと思いますが、御指摘を踏まえて今後の検討課題として検討していきたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

お願いします。

矢田貝保育課長 保育課長でございます。

1点だけ、大川委員から病児保育事業の運営実態の調査について御質問がございました。御指摘のとおり、現在、プレ調査を実施しているところでございまして、これについては今月中に終わりたいと思っています。そのプレ調査で問題ないことが確認でき次第、それをもとに修正いたしまして、その後全国的な調査を行うということで、今、進めているところでございます。

その他いただいた御意見等につきましては、また次回以降の資料に反映する等、受けとめたいと考えているところでございます。

以上でございます。

秋田会長 お願いします。

森友幼児教育課長 幼児教育課長でございます。

1点、細かい点ですけれども、王寺委員から最初にございました、王寺委員御提出の委員提出資料の3ページにございます障害児支援事業の関係で公定価格以外の部分についてです。王寺委員から3ページの2.の「1)認定こども園における障害児支援事業等の簡素化について」でございまして、その中の3行目の右から「また、新制度施行後、学校法人が新たに幼保連携型認定こども園となった場合、1号認定こどもの場合は都道府県の所管とならず」と書いてあるのですけれども、これは資料2の公定価格以外のほうの資料で7ページをごらんいただきますと、先ほど冒頭御説明がございました障害児支援の3つの補助体系と1号、2号、3号との関係を表した一覧表がございます。そこの幼保連携型の学校法人立の上記以外の1号というところを見ていただくと「 」になっているとおり、これは都道府県の私学助成の事業でやっておりまして、王寺委員からは都道府県の所管となっていないとご指摘を受けましたが、実際には現行制度上、私学助成として都道府県で行っているということになっております。

ただ、王寺委員からもありましたように、これは周知がなかなか行き届いておりませんので、我々としても引き続きしっかり周知していきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議論を踏まえ、事務局におかれては、公定価格に関する事項についても検討の方向性の整理をお願いいたします。

それでは、本日は、皆様の御協力によって予定よりかなり早いですが、第48回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。



あるいは、何か御意見があればということですが、特によろしいですか。  
では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 もし時間が余りそうなのだったら、3分ぐらいにさせていただけると、多分、かなり絞りに絞って発言している部分もありますので、御配慮いただけると今後はいいかなと思いました。

池上参事官 運営上、次から配慮したいと思います。恐れ入ります。

秋田会長 あとはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。